

さいたま市立
与野西北小学校
PTA会則・細則

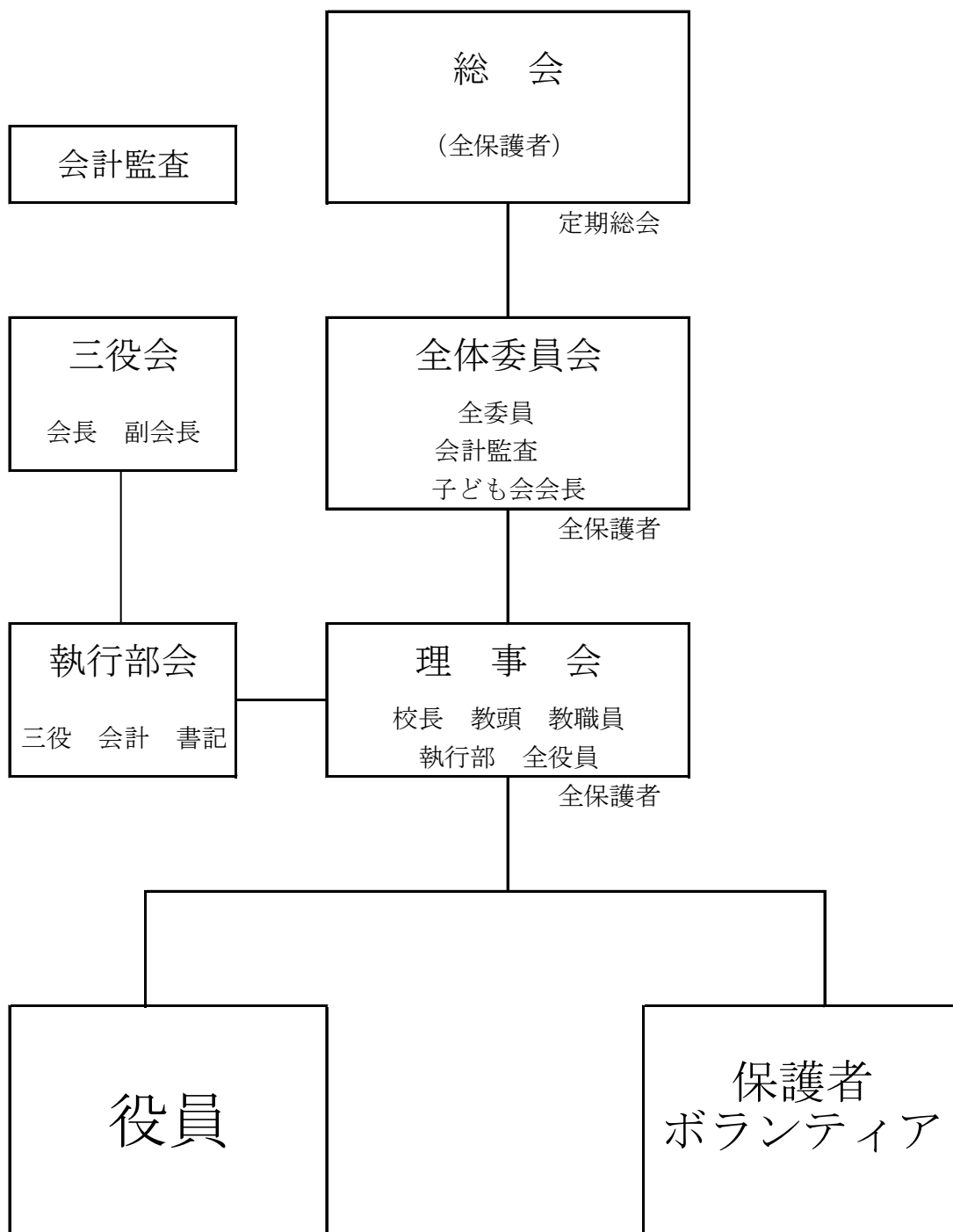


与野西北小学校
さいたま市中央区円阿弥4-3-7
048(853)0109

この会則・細則資料は、在校中保管してください。

2024年

組 織 図



さいたま市立与野西北小学校PTA会則

第1章 総 則

- 第1条 本会の名称はさいたま市立与野西北小学校PTAという。
- 第2条 本会は事務所をさいたま市立与野西北小学校に置く。
- 第3条 本会は保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉を増進し、その幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。
1. 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の生活環境の向上に努める。
 2. 公教育の充実に努める。
 3. その他、本会の目的達成に必要な活動をする。
- 第5条 本会は前条の活動をするにあたり次の方針にしたがう。
1. 児童の教育ならび福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 2. 本会は自主独立のものであって、特定の政党や宗教にかたよるような行為をしてはならない。
 3. 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦、支持することをしない。
 4. 学校の人事や、管理に介入しない。

第2章 活動費

- 第6条 1. さいたま市立与野西北小学校に在籍する児童の保護者または、これに代わる者と同校の職員は次の通りの活動費を納めるものとする。
活動費は一家庭、年額2,000円とする。
※前期(4月～9月)1,000円、後期(10月～3月)1,000円
2. 年度途中に転入した場合は、当該月により前期分、後期分の活動費を納めるものとする。

第3章 経 理

- 第7条 本会の経費は活動費、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第8条 本会の経費は総会において議決された予算に基づいて行なわれる。
- 第9条 本会の収支決算は会計監査委員の監査を経て総会に報告し、承認を得るものとする。
- 第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 会計監査
本会の経理を監査するために、会計監査委員を置く。委員の選出については会長が指名する。

第4章 役員

第12条 本会に次の役員を置く。

1. 会長1名
2. 副会長（ただし教職員1名を含む。）
3. 執行部員
4. 理事

第13条 役員を選出については理事会にて協議する。

第14条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 正副会長は1年とする。ただし、再選は妨げない。（教職員は在職期間とする。）
- (2) 他の役員任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- (3) 補欠役員任期は前任者の在任期間とする。

第15条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統理するとともに会議はすべて会長が招集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
3. 執行部員
 - (1) 総会、理事会、および本会の活動について議事並びに重要事項を設置する。
 - (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
 - (3) 本会の庶務を行う。
 - (4) 本会の会計をつかさどり、その証票を保管する。
 - (5) 予算の立案を行う。
 - (6) 会計監査委員の監査を経て、総会に決算報告をする。
 - (7) 保護者ボランティア活動の企画運営、招集を行う
 - (8) 執行部員は会長が選出する。
4. 理事
 - (1) 総会、理事会に参加し、学校、会長、副会長、執行部員とともに協議をする。
 - (2) 保護者ボランティア活動の積極的参加。

第5章 機 関

- 第16条 1. 総会 2. 全体委員会 3. 理事会 4. 執行部会
5. 各種専門部会 6. 学年委員会（6組を含む）
7. 子ども会

第17条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、本会最高の決議機関である。
2. 総会の定数は、会員の5分の1以上とする。（委任状も含む）
3. 総会は毎年1回年度初めに開く。ただし必要によって臨時に開くことができる。
4. 総会の任務は次の通りである。
 - (1) 執行部員および監査委員の承認
 - (2) 事業、予算、決算の承認
 - (3) 会則の改廃
 - (4) その他本会の目的を達成するための議案の審議、承認

第18条 全体委員会

全体委員会の構成は次の通りとする。毎学期1回以上開催し重要事項を協議する。

1. 執行部員 2. 校長 教頭 3. 地域コーディネーター
4. 全役員 5. 会計監査 6. 子ども会会長
7. 全保護者（毎回参加を募る）

第19条 理事会

理事会の構成は次の通りとする。

1. 正副会長 執行部 2. 校長 教頭 3. 地域コーディネーター
4. 全役員 5. 全保護者（毎回参加を募る）

第20条 理事会の任務は次の通りとする。

1. 本会の目的達成および運営に必要な活動の企画立案をする。
2. 各専門部、各学年において立案された事業計画を審議検討する。
3. 総会に提出する議案を作成する。
4. 総会により委任された事項を処理する。

第21条 執行部会

P T A活動の円滑な運営のための総括的な調整を行う。

第22条

各種専門部会・委員会

本会の目的をとげるのに必要な活動を行うため、次の部会、委員会を設ける。

1. 広報活動部・・・広報に関すること。
2. 成人環境部・・・校内における環境整備、ベルマーク等による備品充実に協力すること。その他成人教育に関すること。
3. 校外指導部・・・登下校時における交通安全の指導や登校時見守り当番表の管理
4. 学年委員会・・・各学年の連携協力をはかる。

第6章 付 則

第23条

会長は会則の施行に関して、理事会にはかり細則を定めることが出来る。ただし細則を制定または改廃した場合は全体委員会の承認を得、次期総会に報告しなければならない。

第24条

本会則の改廃は総会の議決による。ただし改正案は総会開催前にあらかじめ保護者に知らせておかなければならない。

本会則は、昭和42年4月1日より施行する。

中略

本会則は、令和6年3月18日より施行する。

会則施行細則

本細則は、昭和48年5月21日より施行する。

中略

本細則を、令和6年3月18日より撤廃する。

さいたま市立与野西北小学校 P T A 個人情報取扱規則

第 1 条 目的

さいたま市立与野西北小学校 P T A（以下、「P T A」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

第 2 条 責務

P T A は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第 3 条 管理者

P T A における個人情報の管理者は、P T A 副会長とし、P T A 会長がこれを任命する。

第 4 条 取扱者

P T A における個人情報の取扱者は P T A 本部役員とする。

第 5 条 秘密保持義務

個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第 6 条 収集方法

P T A は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

第 7 条 利用

取得した個人情報は、次の目的の為に利用する。

1. 活動費集金、管理、P T A 活動名簿作成（保険事務）、メール配信、その他の文書の配付。
2. P T A 行事等の出席名簿
3. 慶弔費の支給

第 8 条 利用目的による制限

P T A は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 7 条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 **管理**

個人情報管理は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条 **保管**

紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

第11条 **第三者提供の制限**

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

以上の場合で情報提供する場合は、学校と連携し開示する。

第12条 **漏洩時等の対応**

個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

第13条 **苦情の処理**

PTAは個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第14条 本規則の改定は、理事会の議決により全体委員会にはかり次期総会に報告しなければならない。

付則

本規則は、平成30年5月18日より施行する。

本規則は、令和5年2月1日より施行する。

本規則は、令和6年3月18日より施行する。